

「えむすまいる」規約

第1条（名称）

本団体は「えむすまいる」と称する。

第2条（目的）

本団体は、主に子育てをしている母親が経験や得意なことを活かし「やってみようかな」という気持ちを持ち、実現することで地域貢献・社会貢献していると感じられるような活動をしていきます。

親子での遊びを通して、親子ともが笑顔になれるような場となる活動をしていきます。

親子ともに外に出ることで、地域の人とつながるきっかけとなる場所作りをします。

第3条（活動）

本団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

1. 講座やセミナーの開催
2. 親子で参加できるイベントの開催
3. その他子育て支援に関する活動

第4条（会員資格）

本団体の会員資格は、第2条に掲げる目的に賛同する個人とする。

第 5 条(会員加入・退会)

本団体に加入を希望する方は、「えむすまいる メンバー会員加入申込書」を本団体に提出する。

二 本団体の会員が退会を希望する場合は、本団体にその旨文書又は、口頭で申し出る。

第 6 条(役員)

本団体には、代表 1 名及び、副代表 1 名を置く。

第 7 条(会費)

イベント等に参加した際、その都度参加費徴収を行う。

第 8 条(総会)

本団体は、年に 1 回総会を開催し、次に掲げる事項について議決する。
ただし、役員が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

1. 規約の変更
2. 活動計画及び活動報告
3. 役員を選任及び解任
4. その他運営に関する重要事項

二 前項の議案について、最終的な決定権は、代表がもつ。

三 総会の招集は、代表が行う。ただし、代表に事故ある場合は、副代表が行う。

第9条(その他)

本団体の活動中は、政治、宗教その他会の活動と一致しない活動を禁止する。

二 活動中に撮影した写真及びアンケートの内容は、本団体の活動を外部に紹介する目的で使用することがある。

三 参加者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を厳守し取り扱うものとする。

(付則)

本規約は、平成24年10月22日より施行する。